

## 評議員会の法人業務決定事項

### 定款第10条の規定による業務決定事項の内容

#### (評議員会の権限)

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散の同意(法第46条1項1号)
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (評議員会の決議)

- 1 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 解散の同意
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選出することとする。

## 理事会の法人業務決定事項

### 定款第 17 条の規定における業務決定事項の内容

#### (理事の職務及び権限)

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事（専務理事、常務理事）は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長が欠けたときは、新しい理事長が選任されるまで業務執行理事がその職務を行う。
- 4 業務執行理事が欠けたときは、新しい業務執行理事が選任されるまで理事長がその職務を行う。
- 5 理事長及び業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、何時でも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。